

三豊市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が利用できる行政サービス

サービス名	内容	宣誓証明書・宣誓 証明カードの提示	担当課
税に関する証明書の交付	宣誓者が同世帯の場合、証明書を提示することより同世帯の親族とみなし申請することができる。（委任状不要、代理人の本人確認書類（免許証など）の提示が必要）	必要	税務課
幼稚園・保育施設の入園・入所に 係る手続き	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った子について、パートナーシップ宣誓者がその子を監護している状態であれば、保護者として手続きすることができる。	必要	保育幼稚園課
放課後児童クラブに係る手続き	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った子について、パートナーシップ宣誓者がその子を監護している状態であれば、保護者として手続きすることができる。	必要	子育て支援課
子育て支援センター等の利用	通常利用の場合は手続き不要。予約制イベントの場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をした旨を告げて、保護者として利用することができる。	不要	子育て支援課
市民病院での手術同意等（入院手 続き含む）及び治療方法の承諾権 （法律上の家族と同様に扱うこと） について	病院の判断により、宣誓者の希望に添えない場合もある。	必要	みとよ市民病院 事務所 総務課
市営住宅の入居申込	市営住宅・定住促進住宅の入居に関して、ファミリーシップ宣誓者についても同時に入居申込することができる。	必要	建築住宅課
家族経営協定等についての手続き	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った者については、夫婦または家族とみなし手続することができる。	必要	農業委員会事務局